平成２５年（フ）第１４２５９号
神奈川県横浜市都筑区加賀原１丁目24―５―603
債務者　椙山　里緒（旧姓木村）
1　決定年月日時　平成25年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月11日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４２６４号
東京都豊島区駒込３丁目23―13―903
債務者　佐藤　愛子
1　決定年月日時　平成25年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１００号
栃木県小山市大字大行寺1108番地34　パークヴィレッジ205号
債務者　赤間　研二
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月14日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２５年（フ）第１２３号
栃木県下野市石橋469番地
債務者　谷島　好美
1　決定年月日時　平成25年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月18日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２５年（フ）第１４２３０号
東京都足立区大谷田２丁目21―６―101
債務者　鈴木　真澄
1　決定年月日時　平成25年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４２５４号
神奈川県横浜市南区井土ケ谷中町46―201
債務者　酒井　秀行
1　決定年月日時　平成25年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４２５５号
東京都品川区上大崎４丁目５―18―202
債務者　宮迫　英嗣
1　決定年月日時　平成25年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４２５６号
千葉県松戸市和名ケ谷1332―２―202
債務者　中嶋　智宏
1　決定年月日時　平成25年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止

平成２４年（フ）第１９０３号
福岡市東区多の津１丁目13番14号
破産者　太陽ホールディングス株式会社
1　決定年月日　平成25年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続終結

平成２５年（フ）第２０４号
千葉県船橋市駿河台２丁目３番３号
破産者　酒井　政子
1　決定年月日　平成25年12月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第４２４号
千葉市中央区白旗２丁目11番11号
破産者　中村　　浩
1　決定年月日　平成25年12月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第６７号
福岡県糟屋郡新宮町大字上府1499
破産者　東邦運輸株式会社
1　決定年月日　平成25年12月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１２４０号
名古屋市中村区名駅５丁目33番21号
破産者　株式会社Ｎｅｌｓｏｎ　ＦＡＲＥＡＳＴ
1　決定年月日　平成25年12月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１９４号
奈良県生駒市生駒台北52番地
破産者　株式会社塚原商店
1　決定年月日　平成25年12月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第１２３９号
千葉市若葉区千城台南４丁目７番10号
破産者　内藤　定雄
1　決定年月日　平成25年12月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２４年（フ）第３９３６号
大阪市住吉区南住吉４丁目７番18―301号
破産者　加藤　邦孝
1　破産債権の届出期間　平成26年２月７日まで
2　一般調査期日　平成26年３月17日午後３時
平成25年12月27日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２４年（フ）第６６号
石川県鹿島郡中能登町二宮ナ部12番地１
破産者　桑原建設有限会社
異議申述期間　平成26年３月６日まで
平成26年１月６日　金沢地方裁判所七尾支部